

平成十四年八月二日受領
答弁第一四三号

内閣衆質一五四第一四三号

平成十四年八月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の定年前早期退職者に対する特例による割増退職金の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の定年前早期退職者に対する特例による割増退職金の実態に関する質問に対する答弁書

一について

定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の適用者数については、毎年度、退職手当の支給状況を調査する中で把握しているところであるが、平成十二年度及び平成十三年度の当該適用者数については、現在、調査・集計中であるため、お答えすることは困難である。

二について

平成十年度から平成十三年度までの各年度において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受けていた退職者のうち定年前早期退職者に対する特例による割増額が最も高額であった者に係る当該割増額及び退職手当額、再就職先の種別、在籍年月及び報酬額（特殊法人から支給された報酬に係るものに限る。）並びに定年まで勤務し退職したと仮定した場合の実際の退職時以降の推計給与額及び推計退職手当額は、別表のとおりである。

なお、これらの者の所属省庁及び再就職先の具体的名称については、これを明らかにした場合、退職者が特定され、個人に関する情報である退職手当額が明らかになることから、答弁を差し控えたい。また、再就職先における報酬額は公務を離れた個人に関する情報であり、特殊法人から支給された報酬に係るもの以外についてお答えすることは困難である。

三について

定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例による割増額については、調査しておらず、また、当該額を新たに調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

四について

定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の適用を受けた者のうち、国家公務員採用Ⅰ種試験若しくは国家公務員採用上級甲種試験又はこれらに準ずる試験により採用された者は、平成十年度は四百二十人、平成十一年度は四百十六人、平成十二年度は五百十人、平成十三年度は三百五十七人である。

五について

定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例は、公務上の傷病又は公務上の死亡により退職した者、

その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者等に適用されるものであり、いわゆる自己都合により退職した者には適用されない。

六について

退職勸奨の記録に関する省令（昭和六十年総理府令第十一号）に基づく退職勸奨の記録に記載される退職勸奨の理由及び理由ごとの人数については分類・集計しておらず、また、これらの理由及び理由ごとの人数を新たに調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

七及び八について

定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例は、国家公務員の身分が定年まで保障されているにもかかわらず、専ら各府省の都合により定年前に退職を余儀なくされた者に対し、不利益を甘受させることは適当ではないため、当該者が定年まで勤務する者に比べて大きな不利益を被ることのないよう配慮する必要があること等を勘案するとともに、給与や退職手当を含めた総人件費の累増の抑制等の要請も踏まえて、定年前早期退職者が再就職するか否かとは関係なく講じられているものである。

なお、各府省においては、国家公務員のいわゆる早期退職慣行の是正に着手することとしており、総務

省においては、当該是正に併せ、退職勧奨に係る退職手当について必要な見直しを行うこととしている。

別表

退職年度	定年前早期退職者に対する特例による割増額	退職手当額	再就職先の種別 (在籍年月)		報酬額	推計給与額	推計退職手当額
			①非営利団体(二年)	②特殊法人(二年二月)			
平成一〇年度	一〇、八八二、四一〇円	八八、六一三、九一〇円	①非営利団体(二年)	②特殊法人(二年二月)	一 五二、七九一、五四七円	一九九、三〇八、五三七円	八四、三九四、二〇〇円
平成一一年度	一一、九六六、一三〇円	七八、四四四、六三〇円	①特殊法人(二年三月)	②非営利団体(二〇月)	一 五九、八七〇、六七四円 (退職金を含む。)	一九五、八二八、八三三円	七四、二九九、五〇〇円
			特殊法人(二年一月)	非営利団体(六月)			
平成一二年度	一一、九六六、一三〇円	七八、四四四、六三〇円	特殊法人(二年一月)		四四、八一八、九九三円	一九七、〇六一、五七七円	七四、二九九、五〇〇円
平成一三年度	一〇、六三六、五六〇円	七七、一一五、〇六〇円	営利企業(二年)		一	一七三、〇〇七、九七四円	七四、二九九、五〇〇円
			非営利団体(六月)				

(注一) 再就職先の種別については、就任順に記載しており、「非営利団体」とは、特殊法人、認可法人、財団法人及び社団法人以外の非営利の団体をいう。

(注二) 報酬額については、特殊法人に在職中の者は平成一四年七月末日までの支給額を、既に特殊法人を退職した者は退職金を含むすべての支給額を、それぞれ記載している。

(注三) 推計給与額については、実際の退職時の俸給月額のまま当該退職者に係る定年まで勤務したと仮定した場合に、実際の退職時以降に支給されるべき俸給月額、期末特別手当及び調整手当の合計を記載している。

(注四) 推計退職手当額については、実際の退職時の俸給月額と同額の俸給月額で定年まで引き続いて勤務したと仮定した場合に支給されるべき退職手当額を記載している。